

がいようばん
概要版

さんごうちょうだい きしょうがいふくしけいかく
三郷町第6期障害福祉計画

さんごうちょうだい きしょうがいじふくしけいかく
三郷町第2期障害児福祉計画

れいわ ねんど
令和3年度



れいわ ねんど
令和5年度



れいわ ねん がつ
令和3年3月

さんごうちょう
三郷町

けいかく さくてい しゅし 計画策定の趣旨

- 三郷町では、平成30年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正に則し、平成30年3月に障害者福祉と障害児福祉の両サービス等の数値目標と見込量について一体化した計画を「三郷町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」として策定し、新たな障がい福祉サービスの充実に向けた取り組みを進めてきました。
- 国においては、「障害者総合支援法」の改正の同年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和2年4月に「障害者雇用促進法」が改正施行されました。これらは障がい者の持つ力が発揮され、地域活動や就労などといった社会参加の一層の促進を図るものとなります。また児童福祉法の改正においては、発達支援や医療的ケアを要する児童への支援の確保・拡充が図られています。
- 以上の状況を踏まえ、国の制度改正等に対応した取り組みを進めるとともに、本町の障がい福祉施策をより充実したものとするために、「三郷町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

きほんてき かんが かつ 基本的な考え方

- 本計画は、国の基本指針に即し、前期計画の考え方を継承しつつ、新たな成果目標等を踏まえた体制とします。障がい者の地域生活の支援及び「共生社会」の実現に向け、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が真に必要な障がい福祉サービスを受け、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。なお前期計画の実績状況を踏まえ、これまでの目標値を見直した上で、令和3年度から令和5年度までの各年度のサービス必要量や目標数値を設定しました。

きほんりねん 基本理念

- 1 障がい者の自己選択と自己決定の尊重による地域共生社会の実現
- 2 障がい福祉サービスの拡充に関する周知の促進
- 3 地域における障がい者の自立支援のためのサービス基盤の整備
- 4 障がい児支援の充実
- 5 輝きと安らぎのあるまちづくり

けいかく さくていたいせい 計画の策定体制

- 本計画は、障害福祉計画の運営主管課である住民福祉課のほか、三郷町障害者施策推進協議会と西和7町障害者等支援協議会、奈良県障害福祉課との連携を図りながら策定しました。

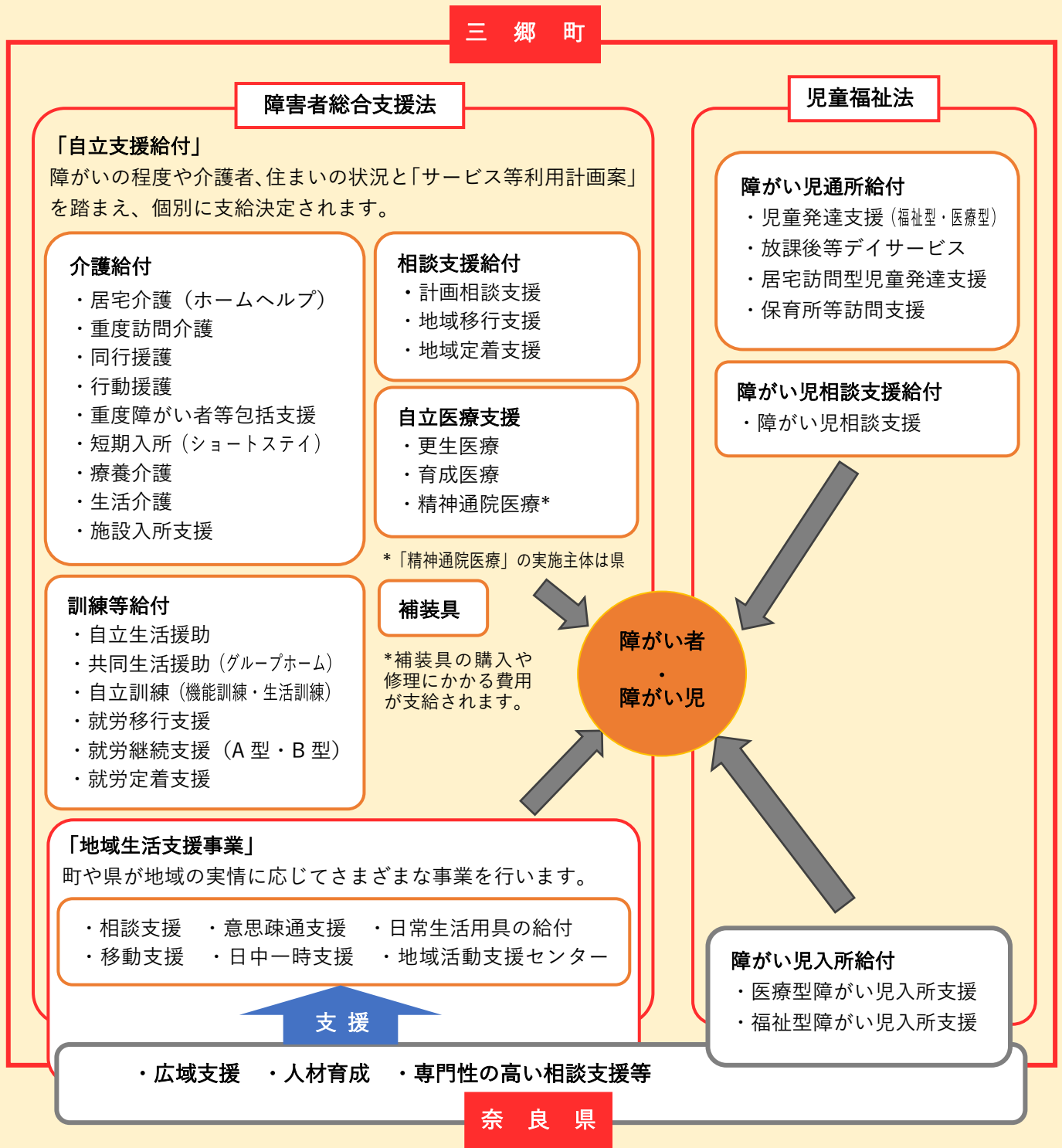
けいかく きかん 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3ヶ年とし、各年度における必要量や目標数値を掲げました。ただし、計画の進行状況により、目標数値や取り組み内容を見直す場合があります。

サービスの仕組み

- 障害者総合支援法に基づく障がい者（児）サービスの給付・事業の全体像は、全国一律の仕組みである「自立支援給付」と、市町村が地域の実情に応じて柔軟に事業を行う「地域生活支援事業」で構成されています。障がい児相談支援、障がい児通所支援、障がい児入所支援については、児童福祉法に基づくサービスとなります。
- これらのサービスを利用する際は、障がい者（児）の自立した生活を支え、それぞれが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細やかな支援を行うために、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）*の作成が必要です。
（※サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）を必要としないサービスもあります。）

三郷町



れいわ ねんど せいかもくひょう 令和5年度における成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
令和5年度末時点の施設入所者数	17人
地域生活移行者数	2人
入所施設利用者の減少見込み数※	1人

※令和元年度末時点の施設入所者数（18人）から令和5年度末時点の減少数を見込みます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	本町における成果目標（取組み）
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ✓ 精神病床の長期入院患者数 ✓ 精神病床における早期退院率 	<p>奈良県障害者計画の掲げる数値目標を踏まえ、保健・医療福祉関係者による協議の場を年1回以上開催し、参加者数12人とし目標設定及び評価を年1回以上実施いたします。</p> <p>入院患者の地域移行や、退院後の地域におけるサービス提供体制の確保について協議をすすめ、事例の検討や意見交換を行いながら関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。</p>
◎本町では目標の数値は設定しないものとします。	

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	本町における成果目標
令和5年度末までに圏域・市町村に1つ整備しつつ、その機能充実のため、年1回移行運用状況を検証、検討する。	国の指針を踏まえ、西和7町圏域において1ヶ所設置に向けてワーキングチームの活動を継続し、西和7町障害者等支援協議会の定例会を活用しながら年に4回以上の運用状況の検証及び検討を実施します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値
就労移行支援事業等による一般就労移行者	4人
うち移行支援事業による一般就労移行者	1人
うち就労継続支援A型による一般就労移行者	1人
うち就労継続支援B型による一般就労移行者	1人
うち就労定着支援事業所の利用者数	1人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。	本町では就労定着支援事業所がないため目標値を設定しないものとします。

5

相談支援体制の充実・強化等 [新規]

項目	本町における成果目標
<p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保。</p>	<p>西和7町及び委託相談支援事業所と協働しながら体制整備に努めるため、以下の目標を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言（1回以上/年） ➤ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（2回以上/年） ➤ 地域の相談機関との連携強化の取組み（2回以上/年）

6

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の整備 [新規]

項目	本町における成果目標
<p>令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質を向上させるための取組みに関する実施体制を構築する。</p>	<p>西和7町において、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のための協議を各年4回以上実施します。</p>

7

障がい児支援の提供体制の整備等

項目	本町における成果目標
<p>✓ 重層的な地域支援体制の構築を指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <p>✓ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>✓ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p>	<p>重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については西和7町の圏域における1ヶ所の児童発達支援センターの設置と連動させ、引き続き協議していきます。</p> <p>施設の持つ専門的機能を活かして、地域で暮らす障がい児やその家族への相談、児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援などの機能を備えた地域の中核的な療育支援施設を検討しています。</p> <p>また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和5年度末までに西和7町による圏域で1人配置を目標とします。</p>

しょう ぶくし みこ りょう 障がい福祉サービスの見込み量

1 訪問系サービスの見込み量

サービスの種類	事項	単位	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	サービス量	時間	1,511	1,658	1,823
	利用者数	人	85	93	102

(1ヶ月あたりの平均見込み)

2 日中活動系サービスの見込み量

サービスの種類	事項	単位	R3年	R4年	R5年度	
生活介護	サービス量	人日分*	1,400	1,540	1,680	
	利用者数	人	70	77	84	
自立訓練（機能訓練）	サービス量	人日分*	20	20	20	
	利用者数	人	1	1	1	
自立訓練（生活訓練）	サービス量	人日分*	6	6	6	
	利用者数	人	1	1	1	
就労移行支援	サービス量	人日分*	40	40	40	
	利用者数	人	3	3	3	
就労継続支援（A型）	サービス量	人日分*	215	215	215	
	利用者数	人	11	11	11	
就労継続支援（B型）	サービス量	人日分*	532	560	1148	
	利用者数	人	38	40	82	
就労定着支援	利用者数	人	2	2	2	
療養介護	利用者数	人	3	3	3	
短期入所	福祉型	サービス量	人日分*	44	48	52
		利用者数	人	11	12	13
	医療型	サービス量	人日分*	10	10	10
		利用者数	人	1	1	1

*人日分：「月間利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

(1ヶ月あたりの平均見込み)

3 居住系サービスの見込み量

サービスの種類	事項	単位	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	人	19	21	23
施設入所支援	利用者数	人	18	18	17
自立生活援助	利用者数	人	1	1	1

(1ヶ月あたりの平均見込み)

4 相談支援サービスの見込み量

サービスの種類	事項	単位	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	利用者数	人	23	24	25
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1

(1ヶ月あたりの平均見込み)

5 補装具の見込み量

サービスの種類	事項	単位	R3年度	R4年度	R5年度
補装具	年間利用者数	人	52	54	56

ちいきせいかつしえんじぎょう みこりょう 地域生活支援事業の見込み量

1 ひつすじぎょう 必須事業

サービスの種類	事項	単位	R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業	実績有無		有	有	有
自発的活動支援事業	実績有無		有	有	有
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	利用者数	人/月	125	130	140
基幹相談支援センター	設置有無		有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人/月	3	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無		有	有	有
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）					
手話通訳者等派遣事業	実利用者数	人	8	8	8
	延べ要望回数	回	135	135	135
	延べ利用時間	時間	250	250	250
要約筆記者等派遣事業	利用者数	人	4	4	4
点訳・音訳等支援事業（点訳）	実利用者数	人	7	7	7
点訳・音訳等支援事業（音訳）		人	10	10	10
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付等件数	件	3	3	3
自立生活支援用具		件	3	3	3
在宅療養等支援用具		件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具		件	16	17	17
排泄管理支援用具		件	620	620	620
住宅改修費		件	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	延べ人数	人	146	152	157
移動支援事業					
個別支援型	実利用者数	人	54	56	56
	延べ利用時間	時間	4,600	4,700	4,700
グループ支援型	実利用者数	人	1	1	1
	延べ利用時間	時間	4	4	4
地域活動支援センター事業	実利用者数	人	25	26	28
	利用箇所数	ヶ所	4	4	4

（1年間あたりの見込み ※障がい者相談支援事業と成年後見制度利用支援事業は1ヶ月あたりの平均見込み）

2 にんいじぎょう 任意事業

サービスの種類	事項	単位	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人	2	2	2
更生訓練費給付事業	実利用者数	人	1	1	1
生活訓練等事業	実利用者数	人	40	40	40
日中一時支援事業	実利用者数	人	10	12	12
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実利用者数	人	51	54	57
点字・声の広報等発行事業	実利用者数	人	13	13	13
奉仕員養成研修事業（点訳・音訳）	延べ人数	人	114		133
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	人	1	1	2

（1年間あたりの見込み）

しょう しえん みこ りょう 障がい児支援サービスの見込み量

サービスの種類	事項	単位	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	サービス量	人日分*	1,284	1,537	1,845
	利用者数	人	158	191	230
	箇所数	ヶ所	62	64	66
医療型児童発達支援	サービス量	人日分	15	15	15
	利用者数	人	1	1	1
	箇所数	ヶ所	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	サービス量	人日分	10	10	10
	利用者数	人	1	1	1
	箇所数	ヶ所	1	1	1
障がい児相談支援	利用者数	人	18	21	25

※人日分：「月間利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

(1ヶ月あたりの平均見込み)

しょう しゃふくしすいしん む 障がい者福祉推進に向けて

本町における障がい者福祉の推進に向けた取組みの考え方を、次の6点とします。

障がい者の一人ひとりの意思が尊重され、適切な支援のもとに、それぞれが充実した本町での地域生活を送れるよう、取組みを実施していきます。なお、住民が抱える課題が高齢、子育て、生活困窮など複雑化・複合化していることに対応するため、相談や就労、地域づくり事業などの包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業」を実施します。

1. 医療機関、行政機関等との連携

2. 障がい者の虐待防止

3. 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

4. 障がいを理由とする差別の解消

5. 情報・コミュニケーションの充実

6. 重層的支援体制整備事業の実施

さんごうちょうだい きしょうがいふくしけいかくさんごうちょうだい きしょうがいじふくしけいかく がいようぼん
三郷町第6期障害福祉計画・三郷町第2期障害児福祉計画 概要版

発行年月：令和3年3月

発行：三郷町 住民福祉部 住民福祉課

住所：〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西1-1-1

電話：0745-73-2101 (代表) 0745-43-7321 (直通)

F A X：0745-32-3768